

1 はじめに

スポーツ庁・文化庁は、令和4（2022）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、「休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めること」が示されました。さらに、文部科学省は、令和7（2025）年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、同年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～（以下「総合的なガイドライン」という。）」を策定し、「休日の地域展開については、令和13年度までの改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すこと。ただし、地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい」とされました。

こうした中、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）は、厚木市の中学校部活動の今後の在り方を検討するに当たり、多様な意見を聴取することを目的に、厚木市教育委員会の附属機関として令和7（2025）年9月に設置されました。

同年11月6日に厚木市教育委員会教育長から、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実することに向けて、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項」及び「部活動の地域クラブ活動への展開に当たり、生徒の多様な活動機会を保障するための仕組み、持続可能な運営に必要な実施主体の在り方、指導者確保等の諸課題への対応のための必要な事項」について諮問を受けました。

委員会は、公募による市民、スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表、市立小・中学校の児童及び生徒の保護者、学識経験者、市立中学校長、市立中学校の教員の計9人の委員で構成され、これまで5回にわたり、①学校部活動の現状と課題、②地域クラブ活動（部活動クラブ、サポートクラブ）で目指す生徒の姿及び充実方策、③指導者の質の保障・量の確保方策、④運営団体や実施主体の整備や支援方策、⑤受益者負担や保険の在り方、⑥児童・生徒や保護者等の理解促進方策等について、多様な観点から集中的に審議を行いました。なお、審議に当たっては、当事者である市立小・中学校の児童・生徒及びその保護者の方々を対象に実施したアンケート調査を基に議論を深めました。

このたび、諮問された事項について、審議結果をとりまとめましたので、ここに答申します。

この答申が、厚木市の考え方や方向性に反映され、厚木市のこどもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめる、持続可能な環境が構築されることを期待します。

2 基本的な考え方

委員会では、総合的なガイドラインや、策定に至るまでの令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ、同年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論を踏まえ、実施したアンケート調査、国の実証事業の取組の成果や課題を共有し、「当事者である生徒」を中心に置きながら、休日の部活動における地域展開について、審議を重ねました。

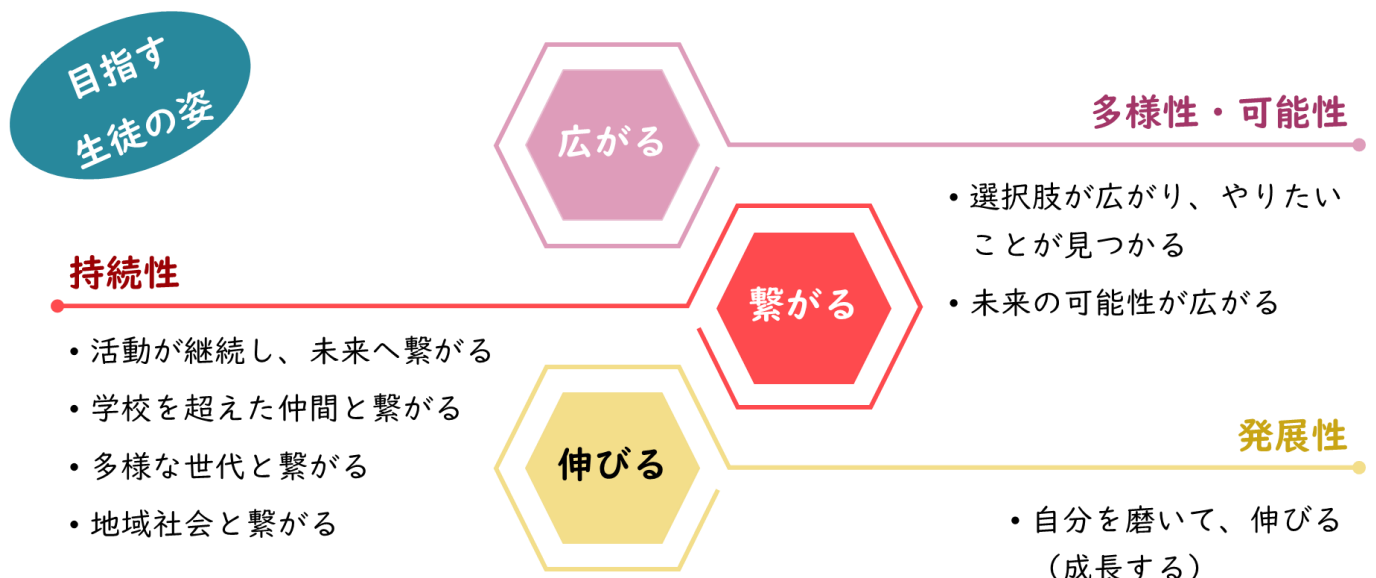
(1) 地域クラブ活動で目指す生徒の姿

地域クラブ活動とは、中学校の部活動に代わる、中学生の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図ることを目的としたスポーツ・文化芸術活動の学びの場です。

審議するに当たっては、地域クラブ活動で目指す生徒の姿を明らかにすることが大切であると考へ、次のとおり「広がる」「繋がる」「伸びる」の三つの柱で整理しました。

(図表1)

図表1 地域クラブ活動で目指す生徒の姿



(2) 「目指す姿」を実現するために必要な整備

ア 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、学校と地域が連携した持続可能な体制の整備

(ア) 運営団体・実施主体の整備に関すること

(イ) 活動場所の確保に関すること

(ウ) 生徒の安全・安心の確保に関すること

(エ) 活動場所への移動手段の確保に関すること

イ 生徒の自主的・自発的な活動を支える指導体制の整備

(ア) 指導者の確保に関すること

(イ) 指導者の育成に関すること

ウ 財源の確保

3 地域展開の円滑な推進に当たっての課題

(1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、学校と地域が連携した持続可能な体制の整備

ア 運営団体・実施主体の整備等

地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する必要があります。

さらに、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査、協議等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する必要があります。

イ 活動場所の確保

生徒の移動距離を考慮し、自力で移動可能な範囲で活動できるよう配慮する必要があります。

そのためには、現在部活動で使用している学校施設の使用や、新たな場所として、例えば、部活動がない小学校や公民館の使用についても検討することが必要です。

さらに、学校施設では大人数での活動が困難な競技もあるため、市の保有施設の優先的な使用割当てなどの配慮も必要になります。あわせて、吹奏楽や演劇、合唱等、文化系の活動においては、休日の学校施設を使用する際の施錠管理や警備の解除など、使用方法についての検討をする必要があります。

なお、学校施設を活動場所とする場合、学校の備品と地域クラブ活動の使用する用具が混在しないよう、保管場所の検討や地域クラブ活動が学校の備品を使用する場合のルール作りについても検討する必要があります。

ウ 生徒の安心・安全の確保

現在、学校管理下において生徒の事故が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用されていますが、地域クラブ活動の際も、本制度と同等以上の補償が適用されることが必要になります。

また、指導者が安心して指導できる体制を整える必要があります、指導者自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する必要があります。

エ 活動場所への移動手段の確保

保護者アンケート調査では、児童・生徒保護者ともに「活動場所への移動」に関する不安を最も多く挙げていました。「イ 活動場所の確保」でも述べたとおり、生徒が自力で活動場所へ行くことができる範囲を確保するに当たっては、自転車での移動を認める必要があります。その際は、交通安全指導の徹底や保護者への周知に加え、事故発生時の連絡体制や責任の所在、補償の対応についても事前に整理しておく必要があります。

(2) 生徒の自主的・自発的な活動を支える指導体制の整備

ア 指導者の確保

国は、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、「教師以外が積極的に参画すべき業務」と位置付けており、休日の部活動を地域クラブ活動へと転換した場合、指導に携わる教職員の確保は年々困難になることが想定されます。

そのため、生徒の活動を維持していくには、地域の指導者や関係団体との連携を強化し、多様な人材を安定的に確保する体制づくりが必要です。その際には、部活動の教育的意義やスポーツ・文化芸術活動の役割を理解し、厚木市の地域クラブ活動の方針を十分に共有することができる団体や指導者の参画が必要です。確保に当たっては、包括協定を締結している市内5大学等と連携を図ることも有効であると考えます。

さらに、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が兼職兼業できるような制度の整備や、指導に対する適切な対価を担保することも重要です。

これらのことを踏まえ、指導者の確保のための方策について検討し、取組を進める必要があります。

イ 指導者の育成

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であるため、部活動と同様に、事故、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底する必要があります。

具体的には、安全やスポーツ傷害の予防に関する知識・技能や事故防止、安全対策、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスに関すること、地域クラブ活動の教育的意義等についての研修を実施し、指導者の育成や資質向上の取組を進めていく必要があります。

(3) 財源の確保

ガイドラインにおいて、地域クラブ活動は、「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」と示されています。さらに、地域クラブ活動に対し、運営等への公的支援の一つに「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）」と示されています。

これらのことから、厚木市においては、「持続可能な実施体制を整備する」という視点を持ち、地域展開に当たっては、受益者負担や公的負担の在り方を検討する必要があり、持続的な運営構造を構築できるようにするための財源を確保する必要があります。

(4) その他

ア 厚木市の地域クラブ活動全般に関すること。

部活動と同等の活動（活動時間、回数、費用、教育的意義等）を保障し、全ての生徒に開かれた機会を確保するために、生徒のスポーツ・文化芸術に触れる場として、次の3つが考えられます。（図表2）

図表2 生徒の3つの活動の場

名称	詳細	地域 クラブ活動
部活動クラブ	既存の部活動をベースにしたクラブ	○
サポートクラブ	認定要件及び認定手続等に基づき、市が認定したクラブ	○
パートナークラブ	上記二つを除いたクラブ (競技力向上を主目的としたチーム・スクール等)	×

ガイドラインに基づき、国が定めた認定要件及び認定手続等を基本に、厚木市の実情も踏まえた認定要件及び認定手続等を定め、厚木市が地域クラブ活動の認定を行う制度を構築する必要があります。

イ 部活動クラブに関すること。

部活動クラブは、厚木市立中学校を四つのブロックにわけて、校区の枠を越えて地域クラブ活動に参加できる仕組みであり、生徒の活動の選択肢が広がることや、複数校の生徒が集まることで部員数が確保され、持続可能性の向上が期待されます。また、送迎についても移動範囲が限定されるため、保護者負担の一定の軽減が見込まれます。一方で、吹奏楽や演劇、合唱など、一定人数で一つの作品を作り上げる活動については、ブロック制が必ずしも適しているとは言えません。既に自校で人数が満たされている場合は、単独での活動を認めるなど、柔軟な措置が必要となります。

さらに、複数校で編成する場合の時期については、夏の大会やコンクール以降に中学3年が引退し、新体制になった時点で編成することが望ましいと考えます。

ウ 受益者負担に関すること。

保護者アンケート調査実施時には、地域展開の認知度が低かったため、保護者自身も判断がつかない状況が見受けられました。しかし、そのような状況であっても、保護者からは「会費等の経済的な負担」が不安であるという回答が多くありました。指導者に対する謝金は受益者が一定の負担をすることも考えられますが、これまでの部活動では受益者負担がなかったことを鑑みて、低廉な会費を設定する必要があります。

また、現在の厚木市立中学校部活動振興交付金のように保護者負担を軽減する方策や、経済的な理由で活動に参加できない生徒が生じないよう、経済的困窮家庭に対して参加費等の補助を行うなど、支援策を講じる必要があります。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携に関すること。

休日の部活動が地域クラブ活動になったとしても、平日においては部活動が継続しており、その指導者は、引き続き教職員等（部活動指導員含む。）が行うこととなります。複数の指導者を確保する体制を構築したとしても、指導者によって指導方針や方法に差異があれば、指導を受ける生徒に混乱が生じかねません。そのため、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る必要があります。

また、学校と地域が連携するに当たり、教職員に過度な負担を強いることがないよう配慮することが重要です。

オ 責任の所在に関すること。

地域クラブ活動における生徒同士のトラブルや事故等が発生した場合の責任の所在を明確にし、指導者及び生徒や保護者の理解を得て行うことが必要となります。

カ 関係団体等・大学・民間企業との連携に関すること。

指導者の確保・育成、活動場所、資金等の確保が大きな課題になることが想定されるため、各種の資源等を有する関係団体等、大学、民間企業の協力を得る必要があります。

キ 児童・生徒や保護者等の理解促進に関すること。

地域展開の実施時期を迎えたときに、生徒に混乱が生じないようにする必要があります。今後の取組については、進捗状況や活動体制、費用負担の在り方等について丁寧に周知・説明する必要があります。

なお、現在、厚木市では中学校選択制が導入されており、部活動等を理由に住所地に基づく指定学校以外を選択することができる制度があります。地域クラブ活動開始時に中学2年となる生徒を見据え、入学の2年前に当たる小学6年の段階から周知しておく必要があります。

4 おわりに

以上をもちまして、厚木市中学校部活動の今後の在り方についての答申としますが、5回の協議を重ねる中で、運営団体や実施主体の整備、指導者の確保・育成、受益者負担の在り方など解決すべき課題が多く見えてきました。

部活動の地域展開に当たっては、自治体ごとに異なる課題を抱えており、画一的な対応では持続可能な運営は困難です。自治体の実情に即した課題解決を積み重ねることが、部活動の円滑な地域展開につながると考えます。

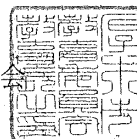
厚木市の子どもたちが、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめる、持続可能な環境の構築に向けて、教育委員会と市長部局が連携しながら、「厚木スタイル」の確立に向け、引き続き議論を進めていただくことを期待します。



令和7年11月6日

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会
委員長 小泉 綾 様

厚木市教育委員会



厚木市中学校部活動の今後の在り方について（諮問）

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実するため、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することを目指し、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画」の策定に関し、地域展開に向けた諸課題への対応も含め、貴検討委員会の意見を求めるため、次の事項について諮問します。

諮問事項

- (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画に関する事項
- (2) その他部活動の地域展開に当たり必要な事項

検討委員会における審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出及び職務代理の指名について ・会議録の公開について ・情報共有 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国・県の動向について (2) 厚木市の現状について (3) 各種アンケート結果報告について (4) 全国の取組事例について (5) 厚木市の部活動地域展開（地域移行）の方向性について (6) 検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方について ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・保護者アンケート調査について
第2回	令和7年 11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・保護者アンケート調査報告について (2) ブロック制地域クラブ活動の充実方策について <ul style="list-style-type: none"> ○実施種目 ○活動場所 ○活動場所までの移動 ○活動日数・活動時間 ○指導者
第3回	令和7年 12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定方針について (2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）について ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・保護者アンケート調査報告について (2) 地域クラブ活動の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ○指導者の確保・育成 ○運営団体、実施主体の整備等 ○現在～Phase01までの期間における取組 ○受益者負担 ○児童・生徒や保護者、教職員、地域住民等の理解促進 ○サポートクラブの周知 ○生徒の安全・安心の確保（保険）
第4回	令和8年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 <ul style="list-style-type: none"> (1) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて (2) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画策定に係る意見交換会について ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 答申書（素案）について
第5回	令和8年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（案）について (2) 答申書（案）について

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会委員一覧

番号	氏名	選出区分	所属団体・役職名等
1	堀田 勇陽	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
2	渡邊 ゆりの	規則第3条第1号 (公募による市民)	公募による市民
3	宇野 陽	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び 文化関係団体の代表)	一般社団法人SCDスポーツクラブ理事長
4	佐藤 彩子	規則第3条第2号 (スポーツ関係団体及び 文化関係団体の代表)	公益財団法人厚木市文化振興財団理事長
5	畠山 繁伸	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童 及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会会長
6	猿子 修司	規則第3条第3号 (市立小・中学校の児童 及び生徒保護者)	厚木市立小中学校PTA連絡協議会顧問
7	◎小泉 綾	規則第3条第4号 (学識経験者)	湘北短期大学教授
8	○八木 義之	規則第3条第5号 (市立中学校長)	厚木市立睦合東中学校長
9	平田 成就	規則第3条第6号 (市立中学校の教員)	厚木市立森の里中学校教諭

◎：委員長 ○：職務代理者

厚木市中学校部活動の在り方検討委員会規則

(設置)

第1条 厚木市立中学校における部活動（以下「中学校部活動」という。の在り方について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例昭和32年厚木市条例第17号第2条第2項の規定に基づき、厚木市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 中学校部活動の課題及び今後の在り方に関すること。
- (2) 中学校部活動の地域クラブ活動への展開に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) スポーツ関係団体及び文化関係団体の代表
- (3) 市立小・中学校の児童及び生徒保護者
- (4) 学識経験者
- (5) 市立中学校長
- (6) 市立中学校の教員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和8年8月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育指導課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和8年8月31日限り、その効力を失う。